

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年八月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年八月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂 田 竜 也

路 線 名	県道三芳富士見線
供用開始の区間	富士見市大字上南畑字池田二八八七番一地先から同市大字上南畑字橋上川袋二七三三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和八年八月十四日
備 考	令和七年八月二十九日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一四九・〇メートル